

鳥栖地区広域市町村圏組合指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定介護予防支援事業所の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の標示)

第2条 法第115条の22第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(都道府県等への情報提供)

第3条 鳥栖地区広域市町村圏組合管理者（以下「管理者」という。）は、法第115条の22第1項及び法第115条の31において準用する法第70条の2の規定による申請、法第115条の25第1項及び第2項の規定による届出の受理又は更新（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、都道府県、国民健康保険団体連合会その他機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提出することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 管理者の氏名、生年月日及び住所
- (8) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

(公示)

第4条 法第115条の30の規定による公示は、法第115条の30各号の措置に係る事業所に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 介護保険事業所番号
- (2) 指定介護予防支援事業所の名称及び所在地
- (3) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

(4) 指定、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止の年月日

(実施細目)

第5条 この規則に規定するもののほか、指定介護予防支援事業所の指定等に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(指定を行うために必要な準備)

第2条 管理者は、この規則の施行日前においても、指定介護予防支援事業所の指定に関し必要な手続きを行うことができる。

この規則は、平成22年3月1日から施行する。

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

この規則は、令和6年4月1日から施行する。